



選挙の種類

① 一般の選挙（国政選挙）

●総選挙（衆議院）

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。比例代表選挙と小選挙区選挙が、同じ投票日に行われます。総選挙は、衆議院議員の任期満了（4年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものの2つに分けられます。どちらも内閣の助言と承認による天皇の国事行為によって行われると、憲法七条で定められています。

●通常選挙（参議院）

参議院議員の半数を選ぶための選挙です。参議院に解散はありませんから、常に任期満了（6年）によるものだけです。ただし、参議院議員は3年ごとに半数が入りかわるよう憲法で定められていますので3年に1回、定員の半数を選ぶことになるのです。比例代表選挙と選挙区選挙が同じ投票日に行われます。こちらも天皇の国事行為によって行われます。

② 一般の選挙（地方選挙）

●一般の選挙（地方の議会）

一般選挙とは、都道府県や市区町村（地方公共団体）の議会の議員の全員を選ぶ選挙のことです。任期満了（4年）だけではなく、議会の解散、選挙の全部無効、議員の退職などによって議員または当選人のすべてがいなくなった場合も含まれます。

●地方公共団体の長の選挙

都道府県知事や市区町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。任期満了（4年）のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任決議による失職、死亡、退職、被選挙権の喪失による失職に場合などにも行われます。

●設置選挙（新しい市区町村）

新しく地方公共団体が設置された場合に、その議会の議員と長を選ぶために行われる選挙です。公職選挙法では、新しく市区町村が設置された場合に限られています。その市町村ができてから、行われます。

③ 特別の選挙（国政／地方選挙）

●再選挙（選挙のやり直しや当選人の不足を補う）

選挙が行われても、必要な数だけの当選人が決まらなかったり、投票日の後で当選人の死亡、当選の無効があったなどの場合、しかも繰上げ当選などによっても当選人がなお不足する場合に行われる選挙です。一人でも不足する時に行われるものと、不足が一定数に達した時に行われるものがあります。

●補欠選挙（議員の不足を補う）

選挙の当選人が議員となった後に死亡や退職し、しかも繰上げ当選によっても議員の定数が不足する場合に行われる選挙です。再選挙とは、その人がすでに議員であるかないかという点が違います。ただしすでに議員であっても、選挙違反などにより当選や選挙自体が無効となった場合は、再選挙となります。

●増員選挙（議員の数を増やす）

議員の任期中に、議員の定数を増やして行われる市区町村の議員の選挙です。ただし、現在の議員の任期満了6ヵ月以内で、議員数が増員後の定数の3分の2以上である場合は行われず、次の一般選挙で定数は増員されます。これは補欠選挙についても同じです。